

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	34	府 省 庁 名		国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税）			
要望 項目名	国土利用計画法の改正に伴う所要の措置			
要望内容 （概要）	土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例などについて、所要の措置を検討する。			
関係条文	 地方税法第 602 条、第 603 条の 2 及び附則第 33 条の 3 並びに地方税法施行令第 54 条の 45 			
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	土地の取得・利用に関する情報把握強化や効果的な監督の実施等を図るための国土利用計画法の改正に伴い、必要に応じ、所要の措置を講じる必要がある。			
本要望に 対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—